

事務局（局長）	<p>只今から、令和5年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、幸野会長は、欠席でございます。</p> <p>開会に当たり、吉岡会長職務代理者にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長代理	(会長代理挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、吉岡会長代理に議事進行をお願いいたします。</p>
議長（会長代理）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中16名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、1番 池田幸二委員、10番 幸野登吉委員、12番 川本由紀美委員、34番 久保壽男委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、16番 形山康浩委員と17番 高岡利典委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第44号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の土地、田1筆970㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事をします。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地、畑1筆234㎡は、売買による所有権移転となります。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、同じく菅田町菅田の土地、畑2筆380㎡、贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜や果樹の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>4番、菅田町宇津の土地、畑2筆1,172㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、季節野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>5番及び6番は、譲受人が同一の案件です。</p> <p>5番、長浜町下須戒の土地、畑1筆317㎡、及び6番、同じく長浜町下須戒の土地、畑2筆596㎡は、いずれも売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹を栽培します。</p>

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
以上、6件です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

1番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は2ページをご覧ください。

1番案件は、譲渡人と使用貸借を結んでいた農地を譲受人へ売買において所有権移転を行うもので、申請地は、大洲市立図書館から南東へ約500mのところにある農地です。

農業は、譲受人と市内の親族が年間を通じて従事するとともに、今回所有する農地と取得する農地は隣接しており、一体的な耕作管理をする計画となっているため、問題はないものと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

2番。

11番

2番及び3番案件について、ご説明をいたします。

議案説明資料は3ページと4ページをご覧ください。

まず2番案件ですが、譲渡人は市外に在住しており、耕作管理が困難なため、地元の有志である譲受人へ売買にて所有権移転をするもので、申請地は、大洲市菅田連絡所の北東約280mに位置する農地になります。

次に3番案件は、譲受人の自宅に隣接する申請地を、譲渡人から贈与により所有権移転をするもので、申請地は、大洲市菅田連絡所の南東約850mにある農地2筆です。

いずれの農地も管理はされておりますが、これから本格的に耕作を始めていくための「新規営農計画書」が2件とも提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

現地調査並びに申請書類の内容等の結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

4番。

事務局（専門員兼
農地係長）

失礼します。本日担当地区の川本委員が総会に出席されておられませんので、原稿を代読させていただきます。

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、売買により所有権を移転するもので、申請地は板野集会所から南西に約500mのところにある農地になります。

譲受人は、家族で年間を通じて農業に従事しており、今後においても水稻や季節野菜の栽培を行うもので、所有権移転後の管理に問題はないと思われまます。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

5番。

28番

5番及び6番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は6ページと7ページを参考にしてください。

5番と6番は、譲受人が同一の関連案件で、どちらも売買による所有権移転となります。

申請地は共に隣接しており、下平コミュニティセンターの北東約100mに位置する農地、合わせて3筆です。

なお、6番案件は、本年4月の定例総会で取下申請となっておりますが、相続の手続きが完了したことにより、再度申請に至ったものです。

農業は、譲受人家族で年間を通じて従事しており、これまでの農業経験を活かし、柑橘を栽培する計画となっております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第45号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」8ページから10ページまでを併せてご覧ください。

1番、北只の土地、495㎡の案件について、譲受人世帯は現在借家に居住していますが、家族5人では手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南に約2.4kmのところ

に位置し、300m以内に大洲市南久米連絡所が存する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審

議をお願いいたします。

1番案件の土地につきましては、写真にありますように、許可前に盛土をして土地造成を行っており、違反転用の状態です。これについて、譲受人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから10ページを、参考にしてください。

申請地は9ページの位置図のとおり、大洲市南久米連絡所から南南西へ約120mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、許可前に盛土がなされており、違反転用の状態ですが、許可があり次第着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第46号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

議案第46号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

ます。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮にあります5筆で合計3,852㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成19年8月16日となっております。

対象の農地につきましては、耕作管理されておりました。

以上1件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

2番

この案件は私が担当していますので、ご報告させていただきます。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページを参考にしてください。

申請地は、11ページの位置見取図のとおり、JR伊予大洲駅から約190mから260m以内に点在する農地5筆になります。

申請人は、露地野菜を主体とした農業をしております。

5月18日に事務局担当者と現地確認を行い、畑の5筆のうち、2筆で果樹等を、3筆でじゃがいもやにんじんなどの露地野菜を栽培しているのを確認しております。

納税猶予を受けている農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長代理）

只今報告をいたしました。何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第47号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長）

議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の4ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

5ページです。5番と6番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、

水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定するものです。

6ページの11番から7ページの16番も、「利用権の設定を受ける者」と同一で、麦・大豆及び水稻を栽培するため、賃借権を11番は、10年間、13番は、2年間、また、使用貸借権を12番は、3年間、7ページの16番は5年間、それぞれ設定するものです。

次に17番は、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定するものです。

8ページになります。19番は、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定するものです。

次は、12ページの35番です。水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

13ページの36番は、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定するものです。

40番と14ページの41番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、いずれも水稻を栽培するため、40番は、賃借権を2年間、41番は、使用貸借権を5年間それぞれ設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

15ページになります。

以上、利用権設定件・筆数、45件・81筆、利用権設定総面積、77,162㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。